

2017年4月5日

法学類2年生へ

留学または外部検定試験による学域GS言語科目の単位認定について

法学類

学域GS言語科目は、授業の履修（①法学類の「学域GS言語科目」を履修する、または②他学類の学域GS言語科目を履修する）以外に、以下の方法で単位認定を申請することができます。以下のいずれかで単位認定を希望する学生は、学務係に申し出て下さい。

③派遣留学または短期語学研修など

- ・長期派遣留学
- ・2週間以上の短期語学研修（英語）
 - A 大学を經由して短期語学研修に参加する場合
（例）エジンバラ大学法律英語研修
 - B A以外の、私的に参加した短期語学研修

【注意】

・留学による単位認定には条件があります。詳しくは学務係にお問い合わせ下さい。

④外部検定試験による単位認定

以下のいずれかの外部検定試験において下記のスコアを得た者は、「学域GS言語科目I・II」2単位の認定を申請できます。

- ・TOEIC及びTOEIC-IP： 630以上
- ・TOEFL-iBT： 64以上
- ・TOEFL-ITP： 513以上
- ・IELTS： 5.5以上

【注意】

・共通教育科目のGS言語科目の授業で2017年2月に実施したTOEIC-IPは、学域GS言語科目の単位認定の対象にはなりません。

・一つのスコアで複数の科目の単位を同時に認定申請することはできません。

以上